

健康保険法に基づく訪問看護利用料金表

1. 自己負担割合

保険の種類によってご負担額が異なります。

対 象	内 容	指定訪問看護に要する費用の自己負担割合
・75歳以上の方 ・65歳～74歳で一定の障害の状態にあることで認定を受けた方	一般の方	1割
	一定以上所得の方	3割
70～74歳の方	一般の方	1割・2割
	一定以上所得の方	3割
6歳(就学後)～69歳の方	健康保険法等による自己負担金	2～3割 (各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担金	2割

※公費負担医療制度については別途ご相談ください

2. 利用料金(基本の費用)

・精神科訪問看護基本療養費

			(I)	(Ⅲ)同一建物	
			利用者様宅 個別	同一日に 2人	同一日に 3人以上
保健師、看護師、または作業療法士による場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	4,250円	2,130円
		30分以上	5,550円	5,550円	2,780円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	5,100円	2,550円
		30分以上	6,550円	6,550円	3,280円
准看護師による場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	3,870円	1,940円
		30分以上	5,050円	5,050円	2,530円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	4,720円	2,360円
		30分以上	6,050円	6,050円	3,030円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)(施設複数同時訪問)	5名程度を標準とし、8人まで、1人につき			1,600円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)(外泊中の訪問)	入院中1回につき(「特掲診療料の施設基準等」別表第7及び第8に掲げる利用者にあつては入院中2回)			8,500円	

・精神科訪問看護管理療養費

※管理療養費	月1日目	7,440円
	2日目以降	3,000円/1日

※ 1回の訪問は30分未満と30以上の区分となります。

※ 週4日以上訪問できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者と精神科特別訪問看護指示書 期間中の利用者のみとなります。

3. 加算料金（基本の費用に加算）

精神科複数回訪問看護加算	1日に2回 訪問	4,500円
	1日に3回以上 訪問	8,000円
精神科緊急訪問看護加算	1日につき	2,650円
長時間精神科訪問看護加算	週1回	5,200円
24時間対応体制加算	1月につき1回	6,400円
特別管理加算	1月につき1回	5,000円
特別管理加算	1月につき1回	2,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師、作業療法士の場合	4,500円
	准看護師の場合	3,800円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合 週1回	3,000円
退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円
退院時支援指導加算	1月につき1回	6,000円
特別管理指導加算	1月2回まで	2,000円
在宅患者連携指導加算	1月につき1回	3,000円
ターミナルケア加算		25,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月2回まで	2,000円
訪問看護情報提供療養費	1月につき1回	1,500円
精神科重症患者支援管理連携加算イ	1月につき1回	8,400円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	1月につき1回	5,800円

4. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

種 類	内 容		金 額
超過料金	90分を越えて訪問看護を提供する場合	日中 午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早朝・夜間 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	30分毎に1,600円
		深夜 午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
自費訪問	すべての時間を自費で訪問看護を提供する場合	最初の30分	4,000円
		日中 午前8時～午後6時	10分毎に1,000円
		早朝・夜間 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	10分毎に1,250円
		深夜 午後10時～午前6時	10分毎に1,350円
交通費	ステーション車を使用した場合 千歳・恵庭以外の地域		一律 300円
交通費	公共交通機関利用/営業車利用(要請による)の場合		実 費
代行費	医療機関等からの薬の受領 (利用者様の状況に応じて)		1回の代行毎に 一律500円(税込)
死後の処置料	指定訪問看護に連続した場合		5,000円(税込)

令和3年4月現在